

(参考1)市場化テスト終了事業一覧

○ これまでに市場化テストを終了した事業は以下のとおり。

| 事業名等 | 担当府省 | 市場化テストによる事業実施期間 | 監理委員会等 |
|---------------------------------------|-------|--|----------------------------|
| ★外務省研修所の管理・運営業務 | 外務省 | ① 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第136回監理委員会 (平成26年6月18日) |
| ★(独)国際交流基金の日本語国際センター海外日本語教師研修接遇業務 | 外務省 | ① 平成24年4月から平成25年3月までの1年間 ② 平成25年4月から平成27年3月までの2年間 | 第136回監理委員会 (平成26年6月18日) |
| ★(独)家畜改良センターの中央畜産研修施設管理・運営業務 | 農林水産省 | ① 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第136回監理委員会 (平成26年6月18日) |
| ★(独)水産総合研究センターの中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務 | 農林水産省 | 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第136回監理委員会 (平成26年6月18日) |
| ★航空交通管制機器等保守請負業務 | 国土交通省 | ① 平成23年4月から平成25年3月までの2年間 (東京ブロック、成田ブロック、鹿児島ブロック) ② 平成24年4月から平成26年3月までの2年間 (新千歳ブロック、大阪ブロック、福岡ブロック) ③ 平成25年4月から平成27年3月までの2年間 (仙台ブロック、中部ブロック、那覇ブロック) ④ 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 (東京ブロック、成田ブロック、鹿児島ブロック) ⑤ 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 (新千歳ブロック、大阪ブロック、福岡ブロック) | 第136回監理委員会 (平成26年6月18日) |
| ★(独)国際交流基金の関西国際センター施設管理・運営業務 | 外務省 | 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |
| ★(独)国立文化財機構の東京国立博物館等の施設管理・運営業務 | 文部科学省 | ① 平成21年10月から平成24年3月までの2年6か月間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |
| ★(独)国立文化財機構の東京国立博物館等の展示場における来館者対応等業務 | 文部科学省 | ① 平成22年4月から平成24年3月までの2年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |
| ★(独)国立美術館の東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務 | 文部科学省 | ① 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |
| ★(独)日本貿易振興機構のビジネスライブラリー運営業務 | 経済産業省 | ① 平成22年4月から平成24年3月までの2年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |
| ★国土交通大学校(小平本校)の施設管理業務 | 国土交通省 | ① 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |

| 事業名等 | 担当府省 | 市場化テストによる事業実施期間 | 監理委員会等 |
|--|-------|---|--|
| ★国土交通大学校 柏研修センターの施設 管理業務 | 国土交通省 | ① 平成21年7月から平成24年3月までの2年9か月間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第135回監理委員会 (平成26年6月17日) |
| ★永田町合同庁舎の 管理・運営業務 | 内閣府 | ① 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第134回監理委員会 (平成26年6月9日) |
| ★財務本省研修所の 管理・運営業務 | 財務省 | ① 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 ② 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 | 第133回監理委員会 (平成26年6月2日) |
| ★住宅防音事業に係る 事務手続補助等委託業務 | 防衛省 | ① 平成25年4月から平成26年3月までの1年間 ② 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 | 第133回監理委員会 (平成26年6月2日) |
| ★(独)駐留軍等労働者 労務管理機構の情報 システム運用管理業務 | 防衛省 | ① 平成22年4月から平成23年3月までの1年間 ② 平成23年4月から平成27年6月までの4年3か月間 | 第132回監理委員会 (平成26年5月21日) |
| 「キャリア交流プラザ」 事業 | 厚生労働省 | ① 平成19年4月から平成22年3月までの3年間(8か所) ② 平成22年7月から平成25年3月までの2年9か月間(2か所) | 基本方針 (①平成23年7月15日) (②平成25年6月14日) |
| 「矯正研修所」の管理・ 運営業務【簡易版】 | 法務省 | 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 | 基本方針 (平成24年7月20日) |
| (独)日本学生支援機構の 「大阪第二国際交流会館」 の管理・運営業務 | 文部科学省 | 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 | 基本方針 (平成24年7月20日) |
| (独)日本学生支援機構の 「兵庫国際交流会館」の 管理・運営業務 | 文部科学省 | 平成22年4月から平成24年3月までの2年間 | 基本方針 (平成24年7月20日) |
| (独)労働者健康福祉機構の 医業未収金の徴収業務 | 厚生労働省 | 平成21年10月から平成24年9月までの3年間 | 第86回監理委員会 (平成23年12月19日) |
| (独)国際交流基金の在日 外交官日本語研修事業 | 外務省 | 平成20年7月から平成23年3月までの2年9か月間 | 基本方針 (平成23年7月15日) |
| (独)国際交流基金の文化 芸術交流事業【簡易版】 | 外務省 | 平成21年1月から3月までの3か月間 | 基本方針 (平成23年7月15日) |
| (独)経済産業研究所の 中国語ホームページの 維持管理業務 | 経済産業省 | 平成21年6月から平成23年5月までの2年間 | 基本方針 (平成23年7月15日) |
| (独)工業所有権情報・ 研修館の民間事業者向け 研修業務 | 経済産業省 | 平成21年4月から平成23年3月までの2年間 | 基本方針 (平成23年7月15日) |
| (独)日本貿易振興機構の 外国企業誘致担当者育成 事業【簡易版】 | 経済産業省 | 平成21年4月から平成23年3月までの2年間 | 基本方針 (平成23年7月15日) |

| 事業名等 | 担当府省 | 市場化テストによる事業実施期間 | 監理委員会等 |
|---|-------|--|----------------------------|
| (独)国際観光振興機構の通訳案内士試験事業 | 国土交通省 | 平成21年2月から平成23年2月までの2年1か月間 | 第75回監理委員会 (平成23年6月21日) |
| (独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務 | 厚生労働省 | 平成20年10月から平成23年1月までの2年4か月間 | 第69回監理委員会 (平成22年12月15日) |
| (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務 | 文部科学省 | 平成20年4月から平成23年3月までの3年間 | 第61回監理委員会 (平成22年6月28日) |
| (独)日本学生支援機構の「広島国際交流会館」の管理・運営業務 | 文部科学省 | 平成20年4月から平成23年3月までの3年間 | 第61回監理委員会 (平成22年6月28日) |
| 求人開拓事業 | 厚生労働省 | ① 平成19年4月から平成20年3月までの1年間 ② 平成20年4月から平成21年3月までの1年間 | 第57回監理委員会 (平成22年1月29日) |
| (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」事業 | 厚生労働省 | 平成19年4月から平成22年3月までの3年間 | 第45回監理委員会 (平成21年2月25日) |
| (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アピリティガーデン」における職業訓練事業 | 厚生労働省 | 平成19年4月から平成20年3月までの1年間 | 第37回監理委員会 (平成20年8月6日) |

★事業名等は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会)」に基づき、市場化テストを終了した事業。

(参考2) 措置済み事項

1. 統計調査関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|------------------|--|-------|--|
| (1) 文部科学省所管の統計調査 | 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。 | 文部科学省 | ・平成19年度全国生涯学習・社会教育主管部課長会議(平成20年1月30日)等での趣旨説明 ・統計調査委託費の積算見直し |

2. 公物管理関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|-----------------|---|-------|--|
| (1) 水道施設の維持管理業務 | <p>水道法(昭和32年法律第177号)に基づき水道事業者等である地方公共団体が実施する水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、水道事業者等である各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に以下の措置を講じる。</p> <p>水道事業者等である地方公共団体が、その保有する施設や人員構成の実情を反映した最適な業務実施体制を検討するための手引きを作成・公表する。</p> <p>水道事業者等である地方公共団体に対し、民間委託を活用する場合には、第三者委託(水道法第24条の3に規定する水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託)等の包括的な民間委託のメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきことについて周知する。</p> <p>また、包括的な民間委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきこと、民間事業者の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準の指標を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることを周知する。</p> <p>第三者委託等の包括的な民間委託が円滑に行えるよう、第三者委託の手引きを作成・公表する。</p> | 厚生労働省 | <p>平成20年6月30日に公表</p> <p>平成19年11月8日付通知発出</p> <p>平成19年11月8日に公表</p> |

| | | | |
|--------------------------|--|--------------|--|
| <p>(2)工業用水道施設の維持管理業務</p> | <p>工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づき地方公共団体が実施する工業用水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>地方公共団体に対し、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について制限はないこと及び包括的な民間委託が実施可能であることを周知するとともに、その実施に当たっては、透明性・競争性が高く、より民間事業者の創意工夫が活かされる手法の活用を検討すべきことについて周知する(平成19年度)。</p> <p>地方公共団体における技術力の維持向上及び民間委託を実施した際の官民間の責任分担の明確化に資するため、引き続き工業用水道施設の運転、維持管理に関するマニュアルの作成事例の収集、取りまとめを進め、その一般的モデルを作成し公表する。</p> <p>従来から取り組んでいる包括的な民間委託等に係る事例紹介について、その事例に係る具体的メリット、実施上の留意点及び要求仕様書の内容に重点を置いて取りまとめ、平成19年度中を目途に、地方公共団体に周知し公表する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>平成20年3月31日付通知発出</p> <p>平成20年3月31日に公表</p> <p>平成20年3月31日付通知発出</p> |
| <p>(3)下水道関連施設の維持管理業務</p> | <p>下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき地方公共団体が実施する下水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>地方公共団体に対し、下水処理場等の包括的な民間委託の実施の必要性について改めて周知するとともに、その実施に当たっては、より透明性・競争性を高め、民間事業者の創意工夫を活かす観点から、下水道の維持管理サービスに係る業務指標(PI)を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることなどを周知する(平成19年度)。</p> <p>管路施設の維持管理業務について、民間の創意工夫を活用した包括的な民間委託の在り方に関する検討会を設け、平成20年度中を目途に結論を得て公表する。</p> <p>下水処理場等における包括的な民間委託の先行事例を調査し、その具体的メリット、実施上の留意点等について、平成20年度中を目途に地方公共団体に周知し公表する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>平成20年2月29日付通知発出</p> <p>平成21年3月30日公表</p> <p>平成21年3月30日付通知発出</p> |

3. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|-------------------|---|-------|----------------|
| (1) 農林水産省施設の運営等業務 | 平成21年4月1日に、農林水産省の「食料消費技術研修館」を同省の「農林水産研修所」に統合する。 | 農林水産省 | 平成21年4月1日に統合済み |

4. 独立行政法人の業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|---|--|-------|---|
| (1) (独) 国民生活センターの広報・普及啓発事業 | (独) 国民生活センターの実施する広報・普及啓発事業について、効果的な情報発信・情報提供を行うため、広報媒体を見直し、雑誌の統廃合を行う。 | 内閣府 | 平成20年4月より雑誌2誌を統合 平成21年3月末をもってテレビ広報番組の放映を終了 |
| (2) (独) 国際交流基金の海外事務所の運営等業務 | (独) 国際交流基金の海外事務所(全19箇所)の管理・運營業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。 | 外務省 | 平成20年度においては1箇所について、平成21年度においては2箇所について、委託費の減額等を実施 平成22年度においては、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び日本政府観光局が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画を共有。平成23年8月までに日本政府観光局の北京事務所及びバンコク事務所が現行の国際交流基金入居ビルに移転することで共用化の見込 |
| (3) (独) 国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の運営等業務 | (独) 国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の管理・運營業務については、機能の明確化の観点から、これを平成20年度末に廃止する。また、施設の売却や他機関への移管等その他の活用方法についても、同年度末までに結論が得られるよう検討を行う。 | 文部科学省 | 「キャンパス・イノベーションセンター」は、平成20年度末をもって廃止 平成23年度までは経過措置として土地及び建物の一部を所有している東京工業大学及び大阪大学が管理・運營業務を実施した後、建物の売却や他機関への移管等を行う予定 |

| | | | |
|---|--|--------------|---|
| <p>(4)(独)高 齢・障害者雇 用支援機構 の設置・運営 する「高年齢 雇用就業支 援コーナー」 事業</p> | <p>(独)高年齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高年齢雇用就業支援コーナー」(全国47箇所)について、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減をした上、重点実施箇所として都市部等に存続する常設型施設において、民間競争入札を実施することとし、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成20年5月末までに策定する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成19年度末に、全国47箇所を14箇所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減等を実施</p> <p>平成22年1月から全国14か所のうち3か所において民間競争入札により事業を実施することとしていたが、平成21年度をもって全国14か所の事業自体を廃止した。</p> |
| <p>(5)(独)情報 処理推進機 構の情報処 理技術者試 験事業</p> | <p>(独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運營業務について、民間競争入札を実施する。民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、地方支部を廃止する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>平成19年度に四国、沖縄支部を廃止</p> <p>平成21年度に中国支部を廃止</p> <p>平成22年度に北海道、東北、九州支部を廃止</p> <p>平成23年度に関東、中部、近畿支部を廃止</p> |

5. 窓口関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|-------------------|---|----------|-----------------|
| (1) 車庫証明関係の窓口業務 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)関係の各種申請の受付業務及び同法に係る車庫証明等の各種文書の引渡業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、平成18年度中に講じる。 | 警察庁 | 平成19年1月15日付通知発出 |
| (2) 旅券関係の窓口業務 | 旅券法(昭和26年法律第267号)で規定する地方公共団体が実施する旅券業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることが明確にされたことを踏まえ、その旨、インターネットその他適切な方法により公表・周知する。 | 内閣府及び外務省 | 平成19年2月9日付通知発出 |
| (3) 住民異動届に関する業務 | 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民異動届に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |
| (4) 住民票の写し等の交付業務 | 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |
| (5) 戸籍の附票の写しの交付業務 | 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく戸籍の付票の写しの交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |
| (6) 印鑑登録申請に関する業務 | 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録申請に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |

| | | | |
|---|--|----------------------|-----------------------------|
| <p>(7)印鑑登録 証明書の交 付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 総務省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(8)住居表示 証明書の交 付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住居表示証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 総務省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(9)地方税法 に基づく納税 証明書の交 付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、地方税法に基づく納税証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 総務省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(10)戸籍の 届出に関する 業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍法に基づく戸籍の届出に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 法務省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(11)戸籍謄 抄本等の交 付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍法に基づく戸籍謄抄本等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 法務省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(12)外国人 登録原票記 載事項証明 書等の交付 業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 法務省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |

| | | | |
|--|---|------------------------|-----------------------------|
| <p>(13) 転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、学校教育法施行令に基づく転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 文部科学省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(14) 国民健康保険関係の窓口業務</p> | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、監理委員会と密接に連携しつつ、平成18年度中に講じる。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成19年3月28日 付通知発出</p> |
| <p>(15) 埋葬・火葬許可に関する業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬・火葬許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(16) 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民健康保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(17) 老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、老人保健法に基づく各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(18) 介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、介護保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |

| | | | |
|---|---|-------------------|------------------------|
| <p>(19)国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民年金法に基づく国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(20)妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、母子保健法に基づく妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(21)飼い犬の登録に関する業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(22)狂犬病予防注射済票の交付業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済票の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(23)児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、児童手当法に基づく各種請求書・届出書の受付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(24)精神障害者保健福祉手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |

| | | | |
|-----------------------------------|--|-------------------|------------------------|
| <p>(25)身体障害者手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(26)療育手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、療育手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(27)自動車臨時運行許可に関する業務</p> | <p>市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び国土交通省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |

6. 徴収関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|------------------------------|---|---------------|--|
| (1) 地方税徴収業務に関する措置 | 地方税の徴収業務について、平成18年度中に先進的な取組事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進する。 | 総務省 | 平成19年3月27日付通知発出 |
| (2) 地方公共団体が設置する病院の医業未収金の徴収業務 | 総務省で策定した「公立病院改革ガイドライン」の自治体病院の経営の効率化の観点を踏まえ、地方公共団体において実施する病院の医業未収金の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、全国の先進的な取組事例を周知するなど、平成19年度中に必要な措置を講じる。 | 総務省 | 平成20年3月31日付通知発出 |
| (3) 日本放送協会の受信料の徴収業務 | 日本放送協会の受信料の徴収業務のうち、地域スタッフとの個別契約によって行われている契約取次業務、集金業務、口座振替の利用促進業務、住所確認業務等について、業務効率化及び受信料の公平負担の確保の観点から、日本放送協会において、これを見直し、必要な民間活用を更に推進する。 | 総務省 日本放送協会 | 「契約・収納業務の公開競争入札」を、3地区を対象に実施し、平成21年2月から業務を開始、継続的に業務を拡大し、平成22年度末現在12地区で実施中 |
| (4) 国立大学病院の医業未収金の徴収業務 | 国立大学法人における医業未収金の徴収業務については、業務の効率化や未収金の回収を促進するため、民間活用等を一層推進する。 | 文部科学省 | 平成20年12月22日付通知発出 |
| (5) 国民健康保険料等の徴収業務に関する措置 | 地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成18年度中に必要な措置を講じる。 | 厚生労働省 | 平成19年3月28日付通知発出 |
| (6) 公営住宅の滞納家賃の徴収業務 | 地方公共団体において実施する公営住宅の滞納家賃の徴収業務のうち、電話、文書による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体において費用対効果、個人情報保護の観点から十分検討した上で、その判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、公営住宅に関する先進的な取組事例の調査を行った上で、平成19年中に当該先進事例を地方公共団体に周知する。 | 国土交通省 | 平成19年12月27日付通知発出 |